

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

20歳当時、父親が国民年金への加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれたと記憶している。父親は几帳面な人であったので、1年間の保険料の未納があるとされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳に到達した昭和48年A月に、父親が国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれた。」と主張するところ、申立人の父親は、国民年金に任意加入した昭和42年5月以降、自身の国民年金保険料を完納し、昭和47年度からは付加保険料も納付するなど、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は20歳に到達した昭和48年A月に国民年金に加入し、申立期間の直前の48年A月から49年3月までの期間及び申立期間以降の保険料については、平成19年7月から同年11月までを除きすべて納付していることが確認でき、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は申立期間当時、家業の経営は順調であり、国民年金保険料の納付が困難な経済状況ではなかったと述べている上、申立人の母親は、「税金や保険料を納付していた夫は、とても几帳面な人で、滞納することは一切無く、息子の国民年金保険料だけが1年間も未納ということはあり得ない。」と証言していることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したはずであるとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 51 年 A 月に、私の両親が国民年金の加入手続きをしてくれた。私が厚生年金保険に加入していた期間に、母が国民年金保険料を納付したため過誤納となり、未納となっていた昭和 51 年 A 月から同年 8 月までの保険料に充当したとする充当通知書には、未納となっていた申立期間の保険料の納付書を添付するので納付するようにと記載されており、これを受け取った真面目な母が納付しないわけではない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、自身の国民年金保険料をすべて納付し、昭和 50 年 4 月からは付加保険料も納付しているなど、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人は昭和 51 年 A 月に国民年金に加入し、国民年金保険料については、厚生年金保険に加入していた 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を過誤納付した後に、その当時未納であった 51 年 A 月から同年 8 月までの期間の保険料に充当する処理がされていることが確認でき、申立人が所持する充当通知書（充当処理がされた際に社会保険事務所から通知されたもの）の末尾には、「尚、51 年 8 月分（不足分）～52 年 3 月分未納保険料は別添納付書で納付して下さい。」と記載されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、上記の充当処理した期間の不足額（51

年8月分（不足分）等が納付されたとの記録は確認できないものの、不足額が納付されないとして充当期間を訂正する処理は行われておらず、不足額については納付されたものと推認され、申立人の母親が不足額の納付と一緒に申立期間の保険料を納付したとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年7月2日、資格喪失日は20年2月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年2月1日まで

B市町村出身の実業家C氏の紹介により、昭和19年4月1日から20年1月途中までA株式会社に勤務し、社員寮に入り、D区の工場で働いた。初任給は48円で、賞与も受け取った。保険料を控除されていた記憶は無いが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、同社において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できたことから、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらの記録には、資格取得日（昭和19年7月2日）の記載はあるものの資格喪失日の記載は無いが、申立人は昭和20年1月31日まで勤務しその後は入隊したと申し立てしているところ、E都道府県の資料から申立人の入隊は同年2月であることが確認できること等から、申立人の資格取得日は19年7月2日、資格喪失日は20年2月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和19年7月から20年1月までを60円とすることが妥当である。

秋田国民年金 事案 574

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から49年6月まで
昭和49年ごろ、勤務していた会社に来た議員から、国民年金には加入した方が良いとのアドバイスを受け、加入手続をして国民年金保険料を納付した覚えがある。かなり高額だったため、数回に分けて市町村役場で納付したはずである。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年ごろ、勤務していた会社では厚生年金保険に加入していなかった。当時、会社に来た議員から、国民年金に加入した方が良いとのアドバイスを受け、A市町村役場で加入手続をし、国民年金保険料を納付した。かなり高額だったため、数回に分けて市町村役場の1階で納付をしたはずである。」と主張するところ、同議員は、「当時、国民年金加入を勧める機会があれば、その都度加入を勧めていた。」と証言している上、申立期間当時、A市町村役場1階にあったB銀行C支店で、過年度保険料を納付することは可能であったことが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和55年6月28日、資格取得は同年6月29日（その後平成19年2月22日付けで、昭和55年6月29日から同年6月30日に変更処理）に行われていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも「初めて被保険者となった日」は、「昭和55年6月29日」と記載されていることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する昭和49年の時点では、国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される（なお、現在、申立期間は国民年金加入期間とされているが、これは、

社会保険事務所が昭和 63 年 2 月 22 日付けで 46 年 4 月 1 日資格取得、49 年 7 月 20 日資格喪失の記録を追加処理したことによる。)

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 576

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年に、国民年金保険料の過去の未納分を一括で納付できるので納付するようにとの通知を受け、同年 6 月から同年 8 月ごろまでに A 市町村役場で私が妻の分と一緒に二人分の保険料を特例納付した。保険料は夫婦合わせていくらだったかは覚えていないが、私の分は 10 万円未満だったと思う。三連式の横長の納付書で納付した記憶がある。領収書類は保存していない。納付後に、友人に国民年金保険料の一括納付を済ませてきた話をしたところ、自分も納付すると言って市町村役場で一括納付してきたと連絡を受けて、互いに喜んだのを覚えている。

納付しているはずなので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 50 年 6 月から同年 8 月ごろまでに妻の分と一緒に特例納付した。」と主張するところ、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号の払出しは二人とも昭和 50 年 12 月 23 日であるものの、実際に加入手続を行ったのは、申立人夫婦と同じ手帳記号番号の払出日に、申立人の妻の手帳記号番号の直前の番号が払い出されている者の資格取得日が 51 年 1 月となっていることを踏まえると、51 年 1 月であったことが推認される。

また、申立人の資格取得は、昭和 37 年 B 月 C 日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できるが、申立人が加入手続を行ったと推認される 51 年 1 月の時点では、特例納付実施期間は既に終了しており、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人は申立期間の保険料について、「三連式の様式の横長の納付書で納付した。」と主張しているところ、三連式の様式の納付書は現年度保険料の納付書の様式であることから、申立人は、特例納付の納付書（3枚複写）ではなく、現年度納付書により現年度保険料を納付したものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と相違しているなど、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から同年9月までの期間及び44年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から同年9月まで
② 昭和44年12月から50年3月まで

昭和50年に、国民年金保険料の過去の未納分を一括で納付できるので納付するようとの通知を受け、夫が同年6月から同年8月ごろまでにA市町村役場で私の分と一緒に二人分の保険料を特例納付した。保険料は夫婦合わせていくらだったかは覚えていないが、夫の分は10万円未満だったと記憶している。納付した夫は、三連式の横長の納付書で納付した記憶があるとしている。領収書類は保存していない。納付後に、夫が友人に国民年金保険料の一括納付を済ませてきた話をしたところ、自分も納付すると言って市町村役場で一括納付してきたと連絡を受けて、互いに喜んだのを覚えていると聞いている。

納付しているはずなので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「夫が昭和50年6月から同年8月ごろまでに特例納付した。」と主張するところ、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号の払出しは二人とも昭和50年12月23日であるものの、実際に加入手続を行ったのは、申立人と同じ手帳記号番号の払出日に、申立人の手帳記号番号の直前の番号が払い出されている者の資格取得日が51年1月となっていることを踏まえると、51年1月であったことが推認される。

また、申立人の資格取得は昭和41年B月C日に遡^{そきゆう}及して行われたことが

確認できるが、申立人の加入手続が行われたと推認される 51 年 1 月の時点では、特例納付実施期間は既に終了しており、申立人の夫は、申立期間の保険料を特例納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人の夫は申立期間の保険料について、「三連式の様式の横長の納付書で納付した。」と主張しているところ、三連式の様式の納付書は現年度保険料の納付書であることから、申立人の夫は、特例納付の納付書（3 枚複写）ではなく、現年度納付書により現年度保険料を納付したものと推認される。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫は納付した申立人の保険料額を記憶していないなど、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 3 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 35 年 3 月まで

高校卒業後の昭和 33 年 4 月から A 社に 1 年ぐらい勤務し、その後、
親戚の紹介で 34 年 4 月から 35 年 3 月まで B 株式会社 C 支店 D 事業所に
勤務した記憶がある。34 年 10 月 15 日から 35 年 4 月 4 日までの A 社に
おける厚生年金保険加入記録があるが、その時期は、B 株式会社勤務
していたはずであり、その前の期間も加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 33 年 4 月から 34 年 3 月までの期間（申立期間①）は A 社に勤務し、34 年 4 月から 35 年 3 月までの期間（申立期間②）は B 株式会社 C 支店 D 事業所に勤務していた。どちらの期間とも厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、社会保険庁の記録によれば、A 社において昭和 34 年 10 月 15 日に資格を取得し、35 年 4 月 4 日に資格を喪失した厚生年金保険の記録が確認できる。

また、申立人の弟及び甥は、「申立人は、高校卒業後の昭和 33 年 4 月から B 株式会社 C 支店 D 事業所に勤務した。」と証言している上、申立人が昭和 35 年 4 月に入社した E 株式会社 F 事業所が保管する申立人が入社当時に提出した履歴書及び自筆調書においても、「昭和 33 年 4 月から 34 年 9 月までは B 株式会社、34 年 9 月からは A 社に勤務した」とする内容となっていることが確認できる。

これらのことから、申立期間①当時、申立人が勤務していたのは申立人が主張する A 社ではなく、B 株式会社 C 支店 D 事業所であったものと推認されるが、当時、B 株式会社 C 支店 D 事業所等に勤務していた社員 4 人か

ら聴取したところ、「厚生年金保険に加入できるまでに1年から6年の臨時雇用の期間があった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、昭和33年に資格を取得した者は無く、34年1月から35年3月までの期間に資格を取得した者135人の中にも、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

申立期間②については、申立人がE株式会社F事業所に入社した当時提出した履歴書及び自筆調書によれば、「昭和34年9月からA社に勤務した」と記載されていることから、申立期間②のうち、昭和34年9月以降はA社に勤務していたものと推認される。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は、昭和34年10月15日から35年4月4日までの期間以外は見当たらない。

さらに、申立期間当時、同社の社員であった二人は、「厚生年金保険に加入するまで3か月程度の試用期間があった。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から55年7月1日まで

A事業所において、仕事をした。昭和55年7月から58年3月までの厚生年金保険加入記録はあるが、同じ仕事をしていた54年4月1日から55年7月1日までの加入記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立人が申立期間当時、A事業所で非常勤職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所において事務員をしていた職員は、「当時は、毎年の予算に応じて、それぞれの事業を担当する部局ごとに、非常勤職員に係る厚生年金保険加入の判断を行っていた。申立人が担当していた事業は、まだ新しい事業で実績も無かったので、すぐには厚生年金保険及び雇用保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、雇用保険の記録についても、申立人のA事業所に係る資格取得日は、昭和55年7月1日であることが確認でき、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の厚生年金保険加入記録は、昭和55年7月1日から58年4月1日までの期間以外には無く、申立期間において健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月ごろから37年10月まで
昭和33年3月ごろから37年10月まで、A株式会社で日雇いとしてB市町村やC市町村の現場で請負の仕事をしていた。この期間の厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が当時の同僚として記憶する3人についても、A株式会社における申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は、当時の勤務形態について「正社員ではなく、10人ぐらいのグループでの請負であり、日給月給の作業員であった。」と述べているところ、同社の元労務課長を含む複数の元社員は、「日雇いの作業員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間に被保険者資格を取得した者（154人）の中に申立人の記録は無く、健康保険記号番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月 21 日から 59 年 1 月ごろまで
② 昭和 59 年 1 月ごろから 61 年 10 月ごろまで
③ 昭和 61 年 10 月 22 日から平成 5 年 5 月 26 日
まで

申立期間①は有限会社Aに、申立期間②はB事業所に、申立期間③は株式会社Cに勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。また、申立期間③については、平成元年7月の給料支払明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されている。健康保険証も会社からもらった記憶があるので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が有限会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、有限会社Aは、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時は厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は、有限会社Aにおける同僚等の氏名を記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、同社は既に倒産しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人がB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、B事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していない上、B事業所は法務局の法人登記も無いため同事業所の関係者が不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

3 申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

4 申立期間③については、雇用保険の記録及び同僚等の証言から、申立人が株式会社Cに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「株式会社Cに勤務していた平成元年7月分の給料支払明細書の控除欄に厚生年金保険料が記載されているので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、当該給料支払明細書を確認すると、厚生年金保険料等の控除額に計算誤りがうかがえることから、このことについて同社の元経理事務担当者及び社会保険事務所に確認したところ、元経理事務担当者は、「株式会社Cの給料支払明細書と思われる。しかし、控除額欄に厚生年金保険料の金額が記載されているが、控除額のそれぞれを合計した金額と給料支払明細書の控除額の合計欄とは一致しておらず、厚生年金保険料を含まない金額と一致していることから、厚生年金保険料が控除されていたとは言い難い。」と証言している上、社会保険事務所では、「給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の金額は、申立期間③当時の厚生年金保険料率及び標準報酬月額に基づき計算すると、適正な計算方式により計算された金額であるとはいえない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間当時、株式会社Cには50人ぐらいの従業員がいたことを記憶している。」と主張しているところ、申立期間の同社における厚生年金保険加入者数は、16人から30人であることが確認できる上、申立期間当時、同社の社員であった者は、「給料が減るので厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」と証言しており、申立期間当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことが推認できる。

さらに、株式会社Cは既に倒産しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

5 申立人は、社会保険庁の記録から、申立期間①、②及び③に国民年金に加入し、保険料の全額免除申請承認期間となっていることが確認できる。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。